

群馬県学校法人等の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準

群馬県知事が行う私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校、各種学校及び幼保連携型認定こども園（以下「学校等」という。）を設置する学校法人（私立学校法第64条第4項の法人を含む。以下「学校法人等」という。）の寄附行為及び寄附行為変更の認可について、関係法令及び別に群馬県が定める各学校等の設置認可に関する審査基準によるほか、次の基準によって審査する。

1 名称

学校法人等に付する名称は、当該学校法人等の目的に照らし、学校法人等としてふさわしいものであって、かつ、既存の学校法人等の名称と紛らわしくないものであること。

2 校地並びに施設及び設備

- (1) 学校等の校地並びに校舎その他の必要な施設（以下「施設」という。）及び図書、機械、器具等の設備（以下「設備」という。）は、幼稚園設置基準（昭和31年文部省令第32号）、小学校設置基準（平成14年文部科学省令第14号）、中学校設置基準（平成14年文部科学省令第15号）、高等学校設置基準（平成16年文部科学省令第20号）、高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令第32号）、特別支援学校設置基準（令和3年文部科学省令第45号）、専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号）、各種学校規程（昭和31年文部省令第31号）、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）及び学校等の設置認可に関する審査基準に定める基準に適合するものであること。
- (2) 学校等の施設及び設備は、原則として、負担付又は借用のものでないこと。ただし、教育上支障がなく、各学校等の設置認可に関する審査基準において例外と認められる場合等はこの限りではないこと。
- (3) 学校等の施設及び設備は、開設時に教育上支障のないよう整備されるものであるもの。

3 運用財産

学校法人等は、設立時に基本財産として各学校等の設置認可に関する審査基準に定める預金又は有価証券を保有していなければならない。

4 役員等

- (1) 理事及び監事については、学校法人等の管理運営に必要な知識又は経験及び学校法人等の適正な運営に必要な識見並びに社会的信望を有する者であること。また、単に名目上の者でなく、私立学校法及び寄附行為に規定する役員の職務を十分に果たし得る者でなければならないこと。
- (2) 理事長は、学校法人等の業務の全般について主導的な役割等を果たすために必要な知識又は経験を有し、その職務を十分に果たすことができると認められる者であること。
- (3) 学校法人等の事務を処理するため、その設置する学校等の規模に応じた専任の職員を置くなど、適切な事務組織が設けられていなければならないこと。
- (4) その他、規程の整備を含め、学校等にふさわしい管理運営体制を整えていなければならないこと。

5 標準処理期間

各学校等の設置認可に係る標準処理期間による。

6 申請書類及び添付書類

申請書及び添付書類については、別途定める。

7 寄附行為の変更

寄附行為の変更については、前条までの規定を準用する。

附則

- 1 この基準は、令和6年4月1日から施行する。